

高野町無電柱化推進計画

令和4年3月変更

高野町

はじめに

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増している。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく高野町無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 高野町における無電柱化の現状

高野町における無電柱化は、関係者の協力の下、要請者負担方式等による地中化が進められており、平成30年度末時点で高野山地区主要道路の約80%で無電柱化が整備済みとなっている。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

高野町としては、魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保することを目指す取組みのひとつとして「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、住民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化を推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化の推進にあたっては、道路管理者、電線管理者、沿道住民等の合意形成のもと、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

① 防災

緊急輸送道路など、災害の被害拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に高野山地区のこれらの道路においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため早急に無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を

避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

世界遺産の周辺や景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和2年度から令和5年度までの4年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

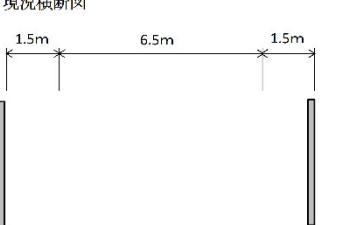
令和2年度から令和5年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

- ・約900mの無電柱化を整備する。

(詳細は資料3『深山1号線・深山3号線・深山4号線無電柱化事業について』のとおり)

資料3

深山1号線・深山3号線・深山4号線無電柱化事業について

○整備の目的 ・世界遺産として、良好な景観の確保 ・安全で快適な通行空間の確保	※現時点において地元等と未調整のため、今後変更する場合があります。  ○位置図 
○事業概要(無電柱化事業) ・道路延長：700m(深山1号線) 150m(深山3号線) 50m(深山4号線) ・期間：R2～R5	
○事業計画(予算等により変更になります) ・R2:測量設計 ・R3:工事 ・R4:工事 ・R5:工事 電共	
○現道写真 	○現況横断図  ※詳細設計は未実施

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1) 無電柱化事業の実施

(1) 地中化方式

- ① 電線共同溝方式
- ② 自治体管路方式
- ③ 要請者負担方式
- ④ 単独地中化方式

(2) 地中化方式以外の手法

- ① 軒下配線方式・裏配線方式

高野町では、要請者負担方式により無電柱化を進める。

電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術力や資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置についても検討する。既設電柱の占用制限について、現に電柱等の道路占用を行っているという電線管理者及び電線によってもたらされるサービスの利用者の既存の利益・期待等にも十分に配慮しつつ、具体的な措置について検討し、措置を講じる。

② 道路事業等に合わせた無電柱化

道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される際に、これらの事業の状況を踏まえつつ、当該事業の実施に合わせて行うことができる場合には、電線管理者と連携して無電柱化を実施する。また、高野町は、無電柱化法第12条の趣旨に則り、最も効率的に無電柱化を

推進できるように事前協議の開催、施工時期等の調整を行うなど、無電柱化が円滑に進むよう調整する。

③ 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体等からなる和歌山県無電柱化地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、地元関係者や、電線管理者の協力を得る。

② 工事・設備の連携

高野町、和歌山県の管理する道路において、道路事業等や水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する町民の理解と関心を深め、無電柱化に町民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する啓発活動等を行うよう努める。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国や県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、高野町の取組について国や県と他の地方公共団体との共有を図る。